

○社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料
金で診療を行う事業について

(平成13年7月23日)

(社援総発第5号)

(各都道府県民生部(局)長・各指定都市民生部(局)長・各中核市民生部(局)
長あて厚生労働省社会・援護局総務課長通知)

標記については、平成13年7月23日社援発第1276号社会・援護局長通知
(以下「局長通知」という。)によりお示ししたところではありますが、なお運
用上の留意事項として下記事項をお含みの上、その適正な運営を図ってい
ただくよう指導方よろしくお願いいたします。

なお、当該通知については、9を除いて地方自治法(昭和22年法律第67号)
第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び
中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するもの
であり、当該通知の施行に伴い「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生
計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」(昭和49
年10月31日社庶第181号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名
通知)を廃止することを併せて申し添えます。

局長通知の各項目については、次の点に留意されたいこと。

記

1 第一の2について

- (1) 診療施設において取り扱う患者のうち、生活保護法による保護を受けて
いる者及び無料又は診療費の10%以上の減免を受けた者の占める割合は、毎
年4月1日から翌年3月31日までの診療延人員(入院及び外来を含む。)につ
いて算定するものであること。
- (2) 診療費の減免額のうちには、低所得階層に属する患者の療養費について
の減免額のほか、当該診療施設が患者の診療のために必要なサービスとして、
移送、寝具の貸与、病衣の支給、病衣類の洗濯等を実施している場合におい
て、低所得階層に属する者のためにこれらに要する費用を減免したときは、
その減免額を含めて差し支えないものであること。

2 第一の4について

無料の健康相談、保健教育等は、毎月1回程度日時を定めて実施するよう
努めることとすること。

3 第一の5について

「老人、心身障害児者その他特別な介護を要する特殊疾患患者等」とは、
老人及び心身障害児者のほか、老人性精神病患者、精神疾病とその他の疾病

との合併症を有する患者その他例えば進行性筋萎縮症患者等をいうものであること。

また「相当数」とは、当該診療施設の入院利用者定員の30%程度をいうものであること。

4 第一の6について

「相当数」とは、おおむね50床に1人以上の割合をいうものであること。

5 第一の7について

当該診療施設と特別養護老人ホーム等の施設との密接な連携を保持する方法としては、例えば、当該診療施設がこれらの施設に対して必要に応じ医師を派遣する体制をとっていることをいうものであること。

6 第一の8について

通常の診療時間外において、週2回程度の夜間診療日又は月2回以上の休日診療日を設け、それぞれ、1日3時間以上の外来診療体制をとり、かつ、その旨を掲示すること。

7 第一の9について

地区の保健所、医師会等関係機関との密接な連携のもとに年2回以上離島、へき地、無医地区、その他専門医のいない地域等に対し、自主的に診療班を組織し、又は関係機関の組織する診療班に医師を参加させ派遣すること。

8 第一の10について

「定期的に」とは、年2回以上をいうものであること。

9 第三の1について

報告は、別記様式により毎年5月末日までに社会・援護局総務課長あて行うこと。